

卷頭に題す

世界的不景氣に依つて、我産業界の蒙つたる打撃は、何時恢復するやも計り難い状態であるが、特に中小雜工業に至つては文字通り慘憺たるものである。我中央合同労働組合は、この中小雜工業に組織されて居る關係上、この一ヶ年は、解雇、賃銀引下げ、等々の問題の爲に、努力の大半を傾注しなければならなかつた。然るに、本報告書に見る如き戦績を得たることは、組合員諸君の出所進退を誤らざる賢明なる態度と、熱烈なる奮闘の賜であると確く信する次第である。

本年に於て最も注目すべき問題は、労働組合法案の議會提出であつた。該法案は、社會局案の更に改悪されたものであるが、資本家團體は一貫して猛烈なる反対運動を行ひ、目的的爲に手段を選ばざる陰険惡辣な戰術を以て、労働組合を傷害宣傳し、遂に貴族院に於て審議未了に終らしめたのである。
之れ即ち彼等が口に國家産業の發展を言ふも、實は私利私慾を計ることを明瞭に示すものである。
又、労働組合の健賛なる發達に依つて國家産業の合理的進歩を促すことに反対するものは、資本家團體と共に産黨及び其輩流であることが反対運動の過程に於て曝露されたのである。

然し乍ら我等は、労働組合發達の事實が、労働組合法に先行すべきものであることに思ひを至し、より一層の努力をいたすにはねばならぬ。幸、我中央合同労働組合各支部と、所在工場との關係は、大體順調に進展を見つゝあるが、殊に、玉川水道株式會社對玉川水道支部との團體協約は、極めて圓滑に運用され、公正なる労働條件の協定が行はれて居ることは我等の欣快とするところである。

言ふ迄もなく我中央合同労働組合は、日本労働總同盟の指導方針に従ひ、現實の組合員の生活利害に立脚しつゝ、勇往邁進するものであるが、特に我國中小雜工業の現状に鑑み、團體協約権確立に依つて、急速に勞資關係を合理化する必要を認めるものである。我等は今後此目標に向ひ、あらゆる困難を打破し、以て労働階級の權益を伸張しなければならぬことを痛感する次第である。

昭和六年四月

日本労働總同盟中央
合同労働組合組合長

徳永正報